

長野県子どもを性被害から守るための条例について

県民文化部次世代サポート課

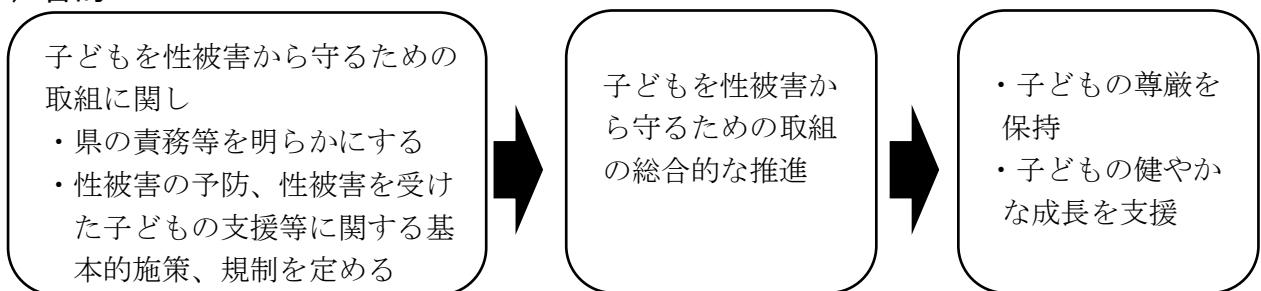
1 制定の背景及び意義

長野県は、これまで住民運動、事業者の自主規制、行政の啓発により、県民運動として地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできたが、インターネットや携帯電話等の発展・普及などの社会環境の大きな変化の中で、子どもの性被害が増加し、看過できない状況になっている。

このため、性教育等の充実や県民運動の活性化、性行為等に対する処罰規定、被害者支援を含む条例の制定により、これまで青少年の健全育成を県民運動中心に取り組んできた長野県の伝統と特性を生かした子どもを性被害から守るための新たな仕組みを作るものである。

2 条例案の概要

(1) 目的



(2) 基本理念

- ・ 子ども（18歳未満の者）は、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在である。
- ・ 子どもを性被害から守るための取組は、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民等が主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものである。

(3) 責務

対象者	責 務 の 内 容
県	・ 子どもを性被害から守るための取組について総合的かつ計画的な施策の策定、実施 ・ 関係者との連携協力 ・ 県民運動の尊重と推進
保護者	子どもの性被害予防のための教育、性被害を受けたときの保護及び支援
学校等	子どもを性被害から守るための人権教育及び性教育、情報モラルに関する教育
事業者	子どもの性被害の防止のための配慮、県が実施する施策、学校等及び地域の取組への協力
県民	子どもを性被害から守るための主体的かつ自主的な取組及び県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組への協力

(4) 基本的施策

区分	項 目	内 容
予防	人権教育・性教育の充実	・ 学校等における人権教育・性教育の充実のための教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供等 ・ 地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育・性教育の充実のための団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供又は専門家の派遣等

	インターネットの適正な利用の推進	・学校等における情報モラルに関する教育の充実のための教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供等 ・地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実のため団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供又は専門家の派遣等 ・情報通信事業者等との連携協力
	相談体制の充実等	子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制の充実、子どもが安心して過ごすことができる居場所の整備の促進
	県民運動の推進	県民運動を担う人材の育成、県民運動への県民、事業者等の参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村及び団体に対する研修等
被害者支援		・性被害を受けた子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備等 ・性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修等
啓発活動		市町村と連携し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動

(5) 規制項目等

項 目	内 容
大人の責任 (基本的な考え方)	大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為等を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないこと
威迫等による性行為等の禁止	何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行うことを禁止 (罰則：2年以下の拘禁刑 ※1 又は100万円以下の罰金)
	何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせることを禁止
	何人も、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、教えることを禁止
深夜外出の制限	保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に子どもを外出させないように努めること
	何人も、保護者の委託があるなど正当な理由のある場合を除き、深夜に子どもを連れ出すことなどを禁止 (罰則：30万円以下の罰金)
	深夜営業者は、深夜に施設内等にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めること
	何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めること

※1 刑法の一部改正(令和4年6月17日公布、令和7年6月1日施行)に伴い、懲役を拘禁刑に改正(令和7年3月21日公布、令和7年6月1日施行)

- (6) 施行期日 公布の日(規制項目に係る規定は、平成28年11月1日から施行)
改正 平成29年10月16日 令和5年10月16日 令和7年6月1日
- (7) 検討規定 附則に検討(見直し)規定を置く。